

別表第1 九州農政局の管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 九州農政局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当該九州農政局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「九州農政局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 当該九州農政局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、九州農政局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 九州農政局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>

<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>7 九州農政局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該九州農政局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該九州農政局の職員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該九州農政局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>4 次のイ又はロに掲げる者が当該九州農</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>政局の管轄区域外の他の公共機関の職員 に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>3 カ月以上 9 カ月以内 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等</p>	
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>5 当該九州農政局が管轄する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 当該九州農政局の所属担当官</p>	<p>3 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>ロ 当該九州農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官</p>	<p>2 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>7 当該九州農政局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	
<p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約書に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 当該九州農政局の管轄する区域内の他の公共機関の職員</p>	<p>2 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>ロ 当該九州農政局の管轄する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>1 カ月以上 12 カ月以内</p>

<p>9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該九州農政局の所属担当官</p> <p>ロ 当該九州農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p> <p>2カ月以上12カ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p>
<p>11 農林水産省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p>
<p>12 農林水産省の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しく</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6カ月以上36カ月以内</p>

<p>はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為)</p>	
<p>13 当該九州農政局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。 イ 当該九州農政局の所属担当官 ロ 当該九州農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>